



全社協・地域福祉部 News File No.46

令和2年10月27日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- 講演会が開催できない今、YouTubeで認知症当事者の語りを発信。新たな“つながり”も。(愛知県・名古屋市社会福祉協議会 名古屋市認知症相談支援センター)

全社協からのお知らせ

- 全社協「災害ボランティアセンターに対する災害救助費負担金の国庫負担に関するオンライン説明会」(令和2年10月21日)
- 厚生労働省委託事業「権利擁護支援体制全国ネット(K-ねっと)の相談窓口の開設」(令和2年10月27日より開始)
- 全社協「令和2年度生活支援コーディネーター研究協議会」(オンデマンド配信のみ)(締切:令和2年11月4日)
- 全社協・全国福祉教育推進委員会「あなたのまちでやさしさをひろげるために～思いやり・つながり・支えあう～(福祉教育教材)」
- 全社協「全社協 ANNUAL REPORT 2019-2020 (特集:全社協 福祉ビジョン 2020の実現に向けて)」
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議「「広がれボランティアの輪」連絡会議 25周年記念誌」

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第189回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年10月22日)
- 厚生労働省「介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布」(令和2年10月22日)

情報提供・ご案内

- シルバーサービス振興会「介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習のご案内」(締切:令和2年11月26日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと

※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介しします。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

講演会が開催できない今、YouTube で認知症当事者の語りを発信。新たな“つながり”も。

(愛知県・名古屋市社会福祉協議会 名古屋市認知症相談支援センター)

名古屋市の認知症施策の拠点として活動する名古屋市認知症相談支援センターでは、「認知症当事者の声からまちづくりや支援を進める視点」を重視しています。この視点を広める活動の一つとして、これまで認知症本人、家族の語りを広く専門職や市民に届ける講演会やセミナーを開催してきました。しかし、新型コロナウイルスの影響でこの開催も厳しい状況となりました。そこで、私たちはより多くの人が見聴できる YouTube に着目し、職員との対談形式で認知症本人や家族の声を届ける動画シリーズ「認知症とともに歩む人のまなざし」を開始することにしました。

<第一弾の動画>

第一弾の動画では、約 2 年半前に若年性認知症と診断された名古屋市在住の友村純子さんに語ってもらいました。詳細はリンク先の YouTube の概要欄を参照ください。

【動画本編】認知症とともに歩む人のまなざし-友村純子さん「認知症になっても、私は私のまま」-

〔URL〕 <https://youtu.be/k-5wP-rN63s>

<動画編集をきっかけとした組織内外の協働>

新型コロナウイルスの影響からスタートした取り組みですが、これきっかけに組織内外の人たちと新たなつながりを創ることができました。

当センターには動画編集技術のある職員がいなかったため、子ども・若者総合相談センター（子若センター：困難を抱える 0 歳～39 歳の子ども・若者を対象とした市の支援機関）に編集を得意とする若者がいないか相談しました。子若センターも若者の居場所・社会参加の場を探していたこともあり、とある中学生とつながることができ、彼と丁寧に対話を重ねながら動画制作を進めることができました。私たちにとって、普段の業務では想像もできなかった新たな出会いでした。

また、今回の動画企画をシリーズ化するにあたり、広く地域に対しても動画編集のできる人を呼び掛けたところ、市社協内の職員 2 名が手を挙げてくれました。自組織内個々の職員の持つ豊かな才能に気づかされた瞬間でした。

講演会と比較したメリットには、幅広い人たちが閲覧できること、何度も視聴できること、そして出演した本人や家族にとって撮影時の状態の“記録”となること、などがあります。しかし、YouTube の特徴を踏まえた上での企画・編集（ユーザー層を見極めたうえでの構成、時間設定など）は今後の課題です。

YouTube に関しては、市民に向けた発信だけでなく、「限定公開」機能を用いて、引き続き組織内部の伝達などにも活用していく予定です。



第一弾の動画のサムネイル (YouTube)



撮影の様子

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例

<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協「災害ボランティアセンターに対する災害救助費負担金の国庫負担に関するオンライン説明会」(令和2年10月21日)

令和2年8月28日、全社協は、各都道府県・指定都市社協に対して、災害VCで行う救助とボランティア活動の調整に必要な人件費および旅費について、災害救助法の国庫負担の対象となったことをご連絡しました(令和2年8月28日付全社政発第66号「災害ボランティアセンターにかかる経費の国庫負担の実現と今後に向けた協定の締結について」)。

その後、各社協からの照会等をもとに、10月12日、全社協では、災害VCに対する災害救助費負担金の国庫負担について、内閣府と調整のうえ、災害VCのボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務に関するQ&A(vol.1)や委託契約書、提出書類書式のひな形等を作成しました(令和2年10月12日付全社政発第87号「災害ボランティアセンターに対する災害救助費負担金の国庫負担に関するQ&A等について」)。

このQ&A(vol.1)では、基本的な考え方のほか、対象となる組織や対象業務、対象費用等の計36個のQ&Aを示しています。

10月21日、全社協は、上記Q&Aの内容等の説明をするため、都道府県・指定都市社協のボランティアセンター担当者等を対象とした「災害ボランティアセンターに対する災害救助費負担金の国庫負担に関するオンライン説明会」を開催しました。

会議では、災害ボランティアセンターに係る費用における国庫負担の運用に関するQ&A(vol.1)のポイントについて説明を行うとともに、災害救助事務費対象経費の申請から支払までの流れ、災害ボランティアセンターに係る経費(協定と委託契約の関係性)等について説明を行いました。

厚生労働省委託事業「権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の相談窓口の開設」（令和2年10月27日より開始）

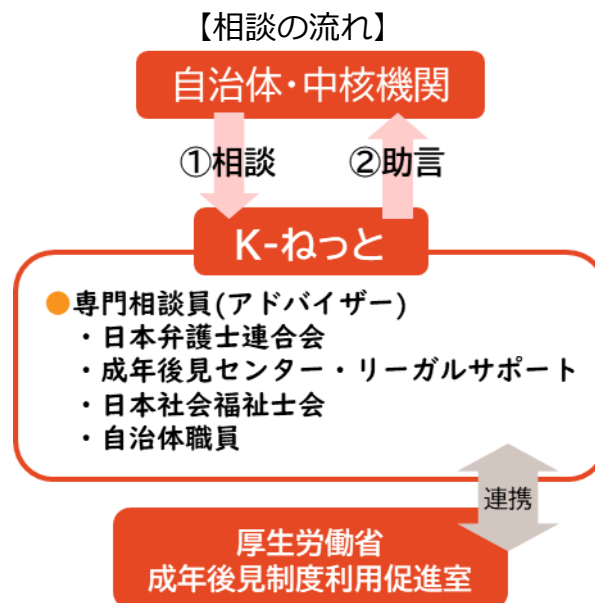
今年度、全社協地域福祉部では、厚生労働省委託事業「全国相談支援体制強化事業」を受託し、各地域での総合的な権利擁護支援体制の構築を推進しています。

現在、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする人が、そのニーズに応じて、適切に制度利用にむすびつくよう、中核機関、権利擁護センター等の相談体制の整備が進められています。

一方、令和元年10月1日時点で1,741市区町村中、中核機関設置済が160自治体（9.2%）、権利擁護センター等（成年後見制度の広報や相談等を担う機関であって、市区町村が直営、委託又は補助を行っているもの）設置済が429自治体（24.6%）となっており、取組が十分に進んでいない市区町村も多い状況です。また、都道府県ごとの進捗状況についても大きな開きがあります。

中核機関の設置に向けては、予算確保が最も大きな課題ですが、それと並んで、中核機関を担う人材の不足や自治体・委託先において制度に関する知識・経験が乏しいこと、専門職団体や家裁との連携などが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、「全国相談支援体制強化事業」では、中核機関や市町村からの相談を受け、専門職団体等と連携して専門的な助言・情報提供を行うため、10月27日より相談窓口「権利擁護支援体制全国ネット」（愛称：K-ねっと）を開設します。



全国相談支援体制強化事業
 権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）（運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会）
 TEL 03-3580-1755（平日9：30～17：30）
 E-mail k-net@shakyo.or.jp

全社協 権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の相談窓口
<https://www.shakyo.or.jp/knet/>

**全社協「令和2年度生活支援コーディネーター研究協議会」（オンデマンド配信のみ）
（締切：令和2年11月4日）**

生活支援体制整備事業がスタートして5年が経過しました。住民主体の助け合い活動や多様な生活支援サービスの展開を通じて地域づくりに取り組む生活支援コーディネーターの活動は、各地で様々な広がりを見せています。

さらに、国においては「地域共生社会の実現」を、福祉改革を貫く基本コンセプトと位置づけ、本年6月には地域共生社会に向けた改正社会福祉法が公布されました。これにより、生活支援コーディネーターも含めた地域の多職種、多機関の協働や地域づくりなど、市町村における包括的な支援体制の推進が一層強化されることとなりました。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで培われた地域のつながりづくりや地域福祉活動が難しい側面もあり、新しい生活様式をふまえた地域福祉活動の展開が求められています。

本研究協議会では、地域包括ケアシステムの構築に向けたこれまでの取り組みを振り返りつつ、地域共生社会の実現に向けたこれからの地域の姿を展望し、そのなかで活動する生活支援コーディネーターの具体的な役割と実践を考えます。

※ 好評につき、ライブ配信分は申込定員に達したため、オンデマンド配信（録画配信）の視聴のみお申込みいただけます。

《公益財団法人みずほ教育福祉財団助成事業》

令和2年度生活支援コーディネーター研究協議会～地域共生社会の実現に向けて求められる役割と実践～

【期 日】 ①オンデマンド配信（動画配信） 令和2年11月11日（水）～
②~~ライブ配信（zoomミーティング）~~ ~~令和2年12月8日（火）14時～16時~~
※ 好評につき、ライブ配信分は申込定員に達したため、オンデマンド配信（録画配信）の視聴のみお申込みいただけます。

【対 象】 ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）
○行政・自治体関係者
○助け合い活動、生活支援サービスを行う NPO、ボランティア団体、住民参加による生活支援サービスや助け合い活動の推進関係団体
○**社会福祉協議会**、生協、農協等関係者 等

【定 員】 200名※定員になり次第、締切

【参加費】 無料

【申込締切】 令和2年11月4日（水）※定員になり次第、締切

【申込方法】 下記の申込フォームにアクセスし、必要事項を記入。

〔オンデマンド配信申込フォーム〕 <https://ux.nu/ZXCol>

【主な内容】

オンデマンド配信（令和2年11月11日（水）～）

- ①行政説明「地域包括ケアシステムの構築と介護予防事業等の施策動向について」
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 課長補佐 佐々木 忠信 氏
- ②基調講演「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりとコロナ禍に求められる生活支援コーディネーターの役割」
東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一 氏
- ③実践報告①「住民主体の小地域福祉活動計画づくり」《福岡県北九州市》
北九州市社会福祉協議会地域福祉部 地域支援課 主事 村田 健吾 氏
北九州市社会福祉協議会門司区事務所 地域支援コーディネーター 竹之内 洋子 氏
- ④実践報告②「まちづくり部局等と連携した生活支援体制整備の展開」《宮城県大崎市》
大崎市市民協働推進部まちづくり推進課 酒井 英範 氏
大崎市民生部社会福祉課地域包括ケア推進室 中鉢 慶太 氏
大崎市池月地域づくり委員会 池月サポートセンター 地域支援コーディネーター 高橋 一夫 氏

【地域福祉・ボランティア情報ネットワーク】 令和2年度生活支援コーディネーター研究協議会
<https://www.zcwvc.net/>

全社協・全国福祉教育推進委員会「あなたのまちでやさしさをひろげるために～思いやり・つながり・支えあう～（福祉教育教材）」

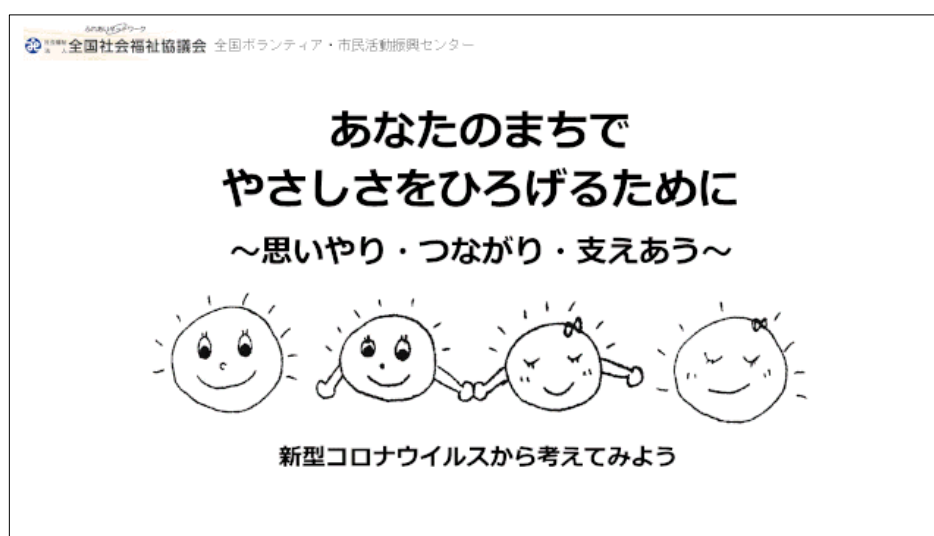
コロナ禍において、従来学校等で行われていた体験型の福祉教育（車いす体験など）が感染症予防対策により困難となり、新たな福祉教育の在り方が問われました。

そこで、全社協・全国福祉教育推進委員会では、体験型の福祉教育に替わる福祉教育の教材として、日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう～負のスパイラルを断ち切るために～」を参考に、「あなたのまちでやさしさをひろげるために～思いやり・つながり・支えあう～（福祉教育教材）」（以下、教材）を作成いたしました。

本教材は、コロナ禍においてコロナウイルスに感染したひとへの差別について問い、ハンセン病の歴史などへ焦点を当て、子どもたち自身が自分を見つめ、自分の周りにいる人を見つめ、自分の住んでいる地域や地域の方に目を向け「ふくし」について学び、自分たちで考える教材となっています。

また、この教材を学校等で使用する場合に具体化しやすく、学校で授業案として検討しやすいように、5つのプログラム例もあわせて作成いたしました。コロナ禍で停滞している福祉教育の取り組みを継続し、また、新たな福祉教育の取り組みを進めるための教材としてご活用ください。

※ この教材を使用する際の注意点については、下記ホームページの「1. 使用について」をご覧ください。



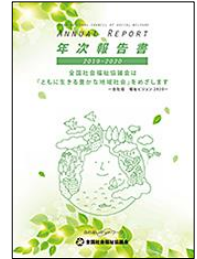
あなたのまちでやさしさをひろげるために～思いやり・つながり・支えあう～（福祉教育教材）

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク <https://www.zcwvc.net/> あなたのまちでやさしさをひろげるために～思いやり・つながり・支えあう～（福祉教育教材）



全社協「全社協 ANNUAL REPORT 2019-2020（特集：全社協 福祉ビジョン 2020の実現に向けて）」

全社協 ANNUAL REPORT（年次報告書）は、全社協の事業や活動、実績、組織概要等について、各年度の概要を説明・紹介し、社会福祉関係者・関係団体皆様の理解促進に役立てていただくことを目的に作成しています。

『全社協 ANNUAL REPORT 2019-2020』では、「全社協 福祉ビジョン 2020の実現に向けて」を特集しており、社協が多様な組織・関係者をつなぎ、地域生活課題解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になること等、実践に向けた取り組みの提案を紹介しています。その中で、市区町村社協の実践事例として、茨城県・土浦市社協、長崎県・佐世保市社協の取組が紹介されています。



【参考】『全社協 ANNUAL REPORT 2019-2020』で紹介された社協の実践事例

<p>（重層的に連携・協働を深める） 課題の把握と支援につなげる「土浦型地域ケアシステム」 ■ 茨城県・土浦市社協では、支援を必要とする住民とその家族に対し、医療、保健、福祉が協働して適切なサービスを提供する「茨城県型地域ケアシステム推進事業」（県補助事業）を市から受託しています。地域ケアコーディネーターを8中学校区公民館に配置して課題把握や情報集約を行うとともに、毎月、行政等担当者が個別事例を検討する「スクラムネット会議」を開催し、関係者でチームを結成し支援しています。また、支援方針の検証等を行うため、医師、薬剤師、ケアマネ、各種相談員等が参加する「ふれあい調整会議」を隔月開催し、対象者の希望する生活により近づけられるよう工夫を重ねています。家庭医の決定・往診、訪問診療等、医療との壁が極めて低くなっています。</p>	 <p>(No.336)</p>
<p>（国・自治体とのパートナーシップを強める） 佐世保「地域福祉教育プロジェクト」の推進 ■ 長崎県・佐世保市社協では、これまで福祉教育について重点的に取り組んできました。地域における福祉教育の推進においては、市の学校教育課および社会教育課と市社協が目的や目標を共有し、より良い実践に向けた体制づくりを進めています。この連携により、市も事業にかかる財源の確保などの支援に理解を示してくれるようになり、それまで予算措置がなかった外部講師や事例集の発行などのための経費が確保でき、市社協の積極的な事業展開が可能となりました。</p>	 <p>(No.334)</p>

全社協 全社協 ANNUAL REPORT 2019-2020

https://www.shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/annualreport/pdf/annual_2019-2020.pdf

「広がれボランティアの輪」連絡会議「「広がれボランティアの輪」連絡会議 25周年記念誌」

「広がれボランティアの輪」連絡会議では、創設25周年の歩みを振り返る記念誌を作成しました。

記念誌では、「広がれボランティアの輪」連絡会議の歴史とあわせて、我が国のボランティア・市民活動が歩んできた25年を、ボランティア・市民活動の実践や政策提言の中心を担ってきた関係者の皆さんによる座談会を通じて振り返っています。

また、全国的な観点でボランティア・市民活動を進めている「広がれボランティアの輪」連絡会議55の構成団体の現在の活動も紹介しています。

今後のボランティア・市民活動を進めるための多くのヒントやアドバイスが含まれています。



「「広がれボランティアの輪」連絡会議」 「「広がれボランティアの輪」連絡会議 25周年記念誌

<https://www.hirogare.net/広がれ-は創設25周年/>

制度・施策等の動向

厚生労働省「第189回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年10月22日）

令和2年10月22日、「第189回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、これまでの議論の内容等を踏まえ、令和3年度介護報酬改定に向けた各サービスの論点と検討の方向性について検討が行われました。

今回の分科会では、①訪問介護・訪問入浴介護、②訪問看護、③訪問リハビリテーション、④居宅療養管理指導の各サービスの論点と検討の方向性が示されています。

訪問介護・訪問入浴介護の報酬・基準について（検討の方向性） （令和2年10月22日）

※ 全社協地域福祉部整理

【論点①訪問介護 特定事業所加算】

- 訪問介護の特定事業所加算（体制要件＋人材要件＋重度者対応要件で構成。区分支給限度基準額に含まれる）については、質の高いサービスを提供する事業所を評価するものであるが、区分支給限度基準額を超える利用者が出るとの理由から、要件を満たしているにも関わらず、加算を算定できていない事業所が一定数存在する。
- 一方で、訪問介護以外のサービスにおける類似の加算であるサービス提供体制強化加算（体制要件＋人材要件）については、介護職員の処遇改善に資する加算であり、区分支給限度基準額に含まれない加算とされているため、訪問介護の特定事業所加算についても同様の取扱いにすべきではないかとの要望がある。
- 訪問介護の特定事業所加算について、重度者対応などの質の高いサービスを提供する事業所を評価していくという政策目的や、有効求人倍率が高い・人手不足感が強いことなどの現状を踏まえ、訪問介護員の処遇改善に向けた取組をより一層推進する観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 訪問介護の特定事業所加算について、
 - ・ 質の高いサービスを提供する事業所を評価する観点から「定期的な事業所内の会議の開催」や「介護福祉士等の手厚い配置」等の体制や人材を評価しているが、対象となり得る事業所を適切に評価する観点から、訪問介護以外のサービスにおいて同様の項目を評価するサービス提供体制強化加算が区分支給限度基準額の対象外とされていることも踏まえて、見直しを検討してはどうか。
 - ・ 地域において難易度が高い介護や質の高い介護を提供する事業所を適切に評価する観点から「重度者対応」の評価は維持しつつ、報酬体系の簡素化の観点からも、見直しを検討してはどうか。

【論点②訪問介護 生活機能向上連携加算】

- 生活機能向上連携加算は、自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問・通所リハビリテーション事業所やリハビリテーションを実施する医療提供施設のリハビリ専門職・医師と連携して作成した計画に基づく介護を評価。
- 当該加算については普及が進んでいないところであるが、外部のリハビリ専門職等と連携した自立支援型サービスの提供を効果的かつ効率的に進める観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

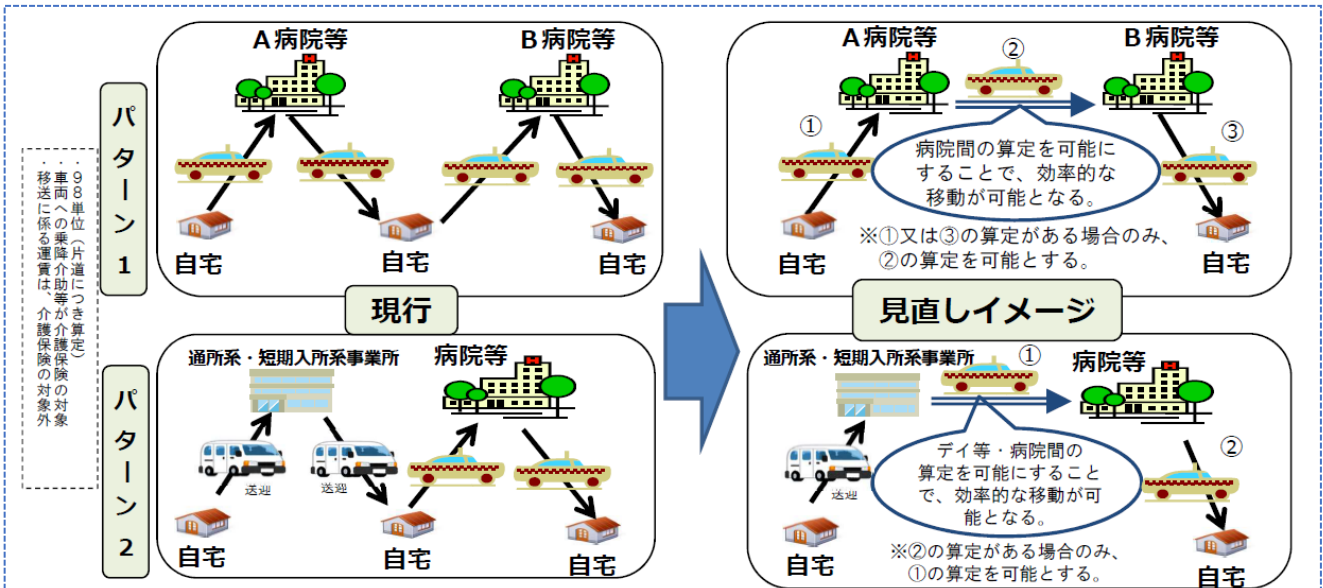
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、サービス提供責任者とリハビリ専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で協働してカンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるカンファレンスが効果的であること及び業務効率化の観点から、利用者・家族も参加するサービス担当者会議によることを可能とすることを検討してはどうか。

【論点③訪問介護 通院等乗降介助】

- 通院等乗降介助については、居宅要介護者の目的地（病院等）が複数ある場合であって、出発地及び到着地が居宅以外である目的地間の移送（例えば、病院間の移送や通所系・短期入所系サービス事業所から直接病院等に行った場合）については、算定できないこととされている。
- このような目的地間の移送についても、算定を認めるようにして欲しいとの指摘があるが、通院等乗降介助について、利用者の負担軽減や利便向上の観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

- 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便向上の観点から、以下の①＋②又は②＋③のように、居宅が始点又は終点になる場合には、病院等から病院等への移送や、通所系・短期入所系サービス事業所から病院等への移送についても、介護報酬の算定を認めることを検討してはどうか。



【論点④訪問介護 看取り期における対応の充実】

- 訪問介護については、看取り期における医療との連携に着目した介護報酬上の特別な評価はないが、他のサービスにおいて看取り期への対応に係る加算制度が置かれていることに鑑み、評価を求める要望がある。
- 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成 30 年版)においては、本人・家族等と多専門職種からなる医療・ケアチームが十分な話し合いを行うこととされており、これにはケアに関わる介護支援専門員のほか、介護福祉士等の介護従業者が加わることも想定されている。
- また、介護現場の実態としても、24 時間連絡できる体制を確保したり、職員研修を充実させるなど、看取り期の対応力強化を図るための取組を行っている事例があるほか、訪問介護事業所の訪問介護員が、在宅で生活する看取り期の利用者にサービス提供を行う際に、医療・ケアチームの話し合いに参加しており、その参加率は介護支援専門員と同程度となっている。
- こうしたことを踏まえ、訪問介護における看取り期への対応の充実を図る観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向(案)】

- 訪問介護における看取り期への対応の充実を図る観点から、看取り期における訪問介護の役割や対応の状況等も踏まえながら、その評価について検討してはどうか。

【論点⑤訪問入浴介護 清拭又は部分浴を実施した場合の減算】

- 訪問入浴介護(看護職員 1 人及び介護職員 2 人(介護予防は 1 人)の 3 人 1 組制)については、訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)でのサービス提供となる場合には、報酬が減算される。
- これは、清拭又は部分浴を実施した場合には、全身入浴する場合と比べて、サービス提供時間が軽減されることを踏まえたものであるが、「巡回型のサービスにおいて 3 人でサービス提供を行っている場合も適用され、経営的に非常に厳しいため、減算率の軽減について検討すべき」との意見もある。
- 訪問入浴介護のサービス提供について適切な評価を行う観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向(案)】

- (介護予防) 訪問入浴介護における清拭又は部分浴を実施した場合の減算について、サービス提供実態としては、
 - ・ 事業所は 1 日あたり平均で 6 件の訪問をする中で、重度者の利用が多いため、看護職員による当日のバイタルチェックで全身入浴できないケースがあるが、3 人 1 組分の人件費は生じること
 - ・ サービス提供時間をもても、全身入浴と清拭・部分浴との間に顕著な差は見られず、清拭・部分浴を実施した場合においても、相当な時間を要していること
 を踏まえ、経営の安定化を図る観点からも、減算幅の見直しを検討してはどうか。

【論点⑥訪問入浴介護 新規利用者への対応】

- 要介護（支援）者に円滑に訪問入浴介護が提供される観点からは、サービス利用開始前に居宅内における浴槽の設置場所や給排水の方法、利用者がベッドから浴槽へ移動する方法等を確認することが重要であるため、新規利用者へのサービス提供に際しては、事前の居宅訪問を行うなど、事業者に一定の対応が生じる。
- 初回に係る対応については、主な訪問系・多機能系サービスでは、初回・初期加算として評価されているが、訪問入浴介護においてはこのような加算はない。新規利用者への対応を適切に評価する観点から、どのような対応が考えられるか。

【検討の方向（案）】

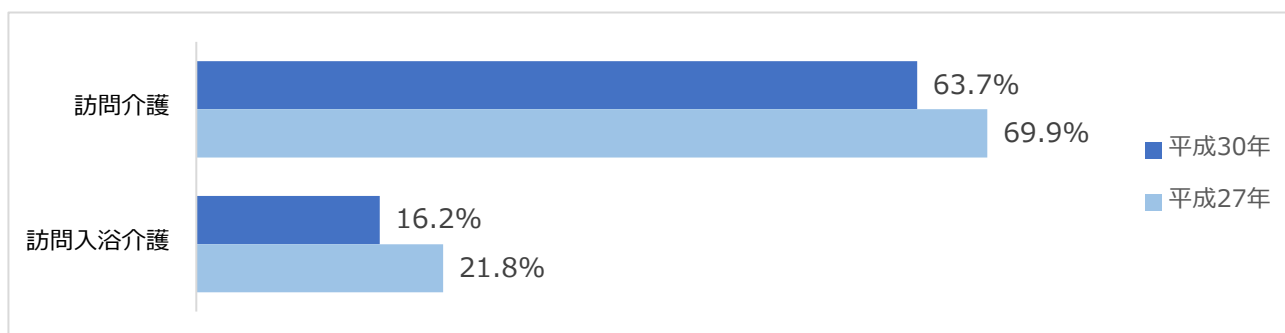
- （介護予防）訪問入浴介護について、他の訪問系・多機能系サービスにおいて初回・初期の対応に係る加算制度が置かれていることも踏まえつつ、新規利用者へのサービス提供に際しての対応を評価することを検討してはどうか。

厚生労働省 第 189 回社会保障審議会介護給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14240.html

【参考】平成 27 年及び平成 30 年社協における通所介護の実施率

平成 27 年：N = 1,457 社協、平成 30 年：N = 1,512 社協



（出所）『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2015』、『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

厚生労働省「介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布」(令和2年10月22日)

令和2年10月22日、厚生労働省は、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました。

今回の改正では、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に関する以下の見直しが行われました。

- ① 第1号事業の対象者の弾力化（介護保険法第140条の62の4関係）
 - 第1号事業の対象者に、第1号事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者を追加する。
- ② 第1号事業のサービス価格の上限の弾力化（介護保険法第140条の63の2関係）
 - 第1号事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定めることとする。

なお、同日、今回の省令改正に関するパブリックコメントに寄せられた主な意見と厚生労働省の考え方が示されています。

パブリックコメントに寄せられた主な意見と厚生労働省の考え方

※ 全社協地域福祉部整理

パブリックコメントに寄せられた主な意見	厚生労働省の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護者が、介護給付を受けられなくなることに反対。要介護者には、自治体によって取組状況も異なる総合事業ではなく、専門職による介護給付のサービスが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今般の見直しにより、要介護者の介護給付を受ける権利には、何ら変更はございません。今般の見直しは、第1号事業における補助により実施されるサービス（以下「住民主体のサービス」といいます。）を継続的に利用することを希望する要介護者（以下「継続利用要介護者」といいます。）について、本人の希望を踏まえて、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、住民主体のサービスを継続して利用できるようにし、選択肢の幅を広げるものです。
<ul style="list-style-type: none"> ● 軽度者への生活援助サービスを総合事業へ移行することに反対。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 今回の見直しは、要介護者に対する介護給付を総合事業に移行するための布石ではないか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「本人の希望」をどのように担保するのか。市町村が介護給付抑制のために総合事業に誘導するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続利用要介護者の住民主体のサービス利用は、ケアマネジャーが本人の希望を踏まえながら、介護給付と住民主体のサービスを組み合わせたケアプランの作成などのケアマネジメントを通じて、適切な事業の利用が確保されることが重要と考えています。 ● さらに、適切なケアマネジメントが行われるよう支援していく観点から、ガイドラインで示していくとともに、厚生労働省においてサービスの利用状況などを定期的に把握してまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「本人の希望」を優先した結果、安価な総合事業のサービスを利用することになるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続利用要介護者の住民主体のサービス利用は、ケアマネジメントを通じ、本人の希望を踏まえて、当該サービスを継続的に利用することが適切である場合にサービス提供が行われるものであり、その必要性は個別に判断されるものであるため、介護度で限定することとはしておりません。
<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の気持ちが健康にとって大切な要素なので介護度でサービスの選択をするのではなくて、利用者のニーズに合わせてサービスを選択する方がよい。 	

WAMNET 介護保険最新情報 Vol.885 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2020/1023090838271/ksvol.885.pdf>
 e-Gov 「介護保険法施行規則の一部を改正する省令案（概要）」に対して寄せられた御意見について
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200199&Mode=2>

情報提供・ご案内

シルバーサービス振興会「介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習のご案内」(締切：令和2年11月26日)

一般社団法人シルバーサービス振興会は、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習」の募集を開始しました。

令和2年度のアセッサー講習開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これまでの集合講習をオンライン講習に開催方法を変更し、受講生の方々の安全確保を図り実施されます。

オンライン講習での実施となるため、パソコンとWEB接続可能な環境等があれば、自宅・事業所・施設など場所を問わず全国どこからでも学習可能なタイミングで受講することができます。

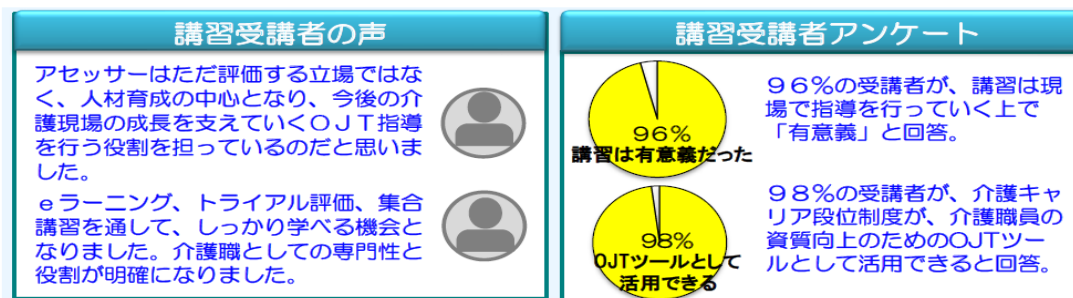
『介護キャリア段位制度』とは、介護職員の人材確保と定着促進を目的に平成24年度に内閣府で創設された制度で、以下の特徴があります。

- ◆ 『介護キャリア段位制度』とは、2019年10月からの新加算『介護職員等特定処遇改善加算』『職場環境等要件』の「資質の向上」にも示されている、注目のOJTの取り組みです。
- 『介護キャリア段位制度』のOJTに取り組むためには、ご案内のアセッサー講習を受講し、評価者(アセッサー)を養成することが必要です。
- ◆ 外国人技能実習制度(介護職種)の介護技能実習試験評価者は、アセッサー講習受講者であることが要件とされており、アセッサーの活躍の場は益々広まっています。

介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習のご案内

- ◆ 申込受付期間
申込受付：令和2年10月23日(金)～令和2年11月26日(木)
- ◆ 令和2年度アセッサー講習
受講期間：令和2年12月中旬から令和3年2月中旬
※講習の詳細は介護キャリア段位制度ホームページをご参照ください。
- ◆ 講習内容
テキスト学習/eラーニング受講(講師による講義等含む)/トライアル評価
※修了要件：上記全ての履修及び確認テスト合格
- ◆ 講習受講に係る費用 23,230円(税込)
<内訳>
 - ・受講料 20,350円(税込)
 - ・講習指定テキスト代 2,750円(税込)
 - ・払込取扱手数料 130円(税込)

【参考】講習受講者の声とアンケート結果



シルバーサービス振興会 介護プロフェッショナルキャリア段位制度 令和2年度アセッサー講習のご案内
<https://careprofessional.org/careproweb/guidance>